

令和4年

議会運営委員会記録

令和4年9月7日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年9月7日（水曜日）
午前10時40分 開会 午前11時57分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	本 間 修

◇本日の会議に付した案件

意見書案の調整について
議会報告会について

午前10時40分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、意見書案の調整についてと議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、意見書案の調整についてを議題とします。

日本共産党から提出されている消費税の5%への時限減税、インボイス制度中止を求める意見書（案）について、提出者から説明願います。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今回、意見書として、消費税の5%への時限減税、また、インボイス制度中止を求める意見書を提出させていただきました。

この意見書の御説明をさせていただきたいと思います。

総務省が8月19日に発表した4月の全国消費者物価指数は、前年度と同月比2.2%上昇しており、計11か月連続上昇傾向です。

輸入コンサルトの報道で、食パン12.6%や、食用油40.3%などの値上がりが続いています。今後も、10月、11月にかけて2万品目が上がっていくと言われていました。

今年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けた原油の高騰で、電気代やガス代が上昇し、原油コストの増加で、サケなどの生鮮魚介などの水産物も上昇している状況です。また、生活必需品などあらゆるものが高騰し、家計を逼迫している状況です。

物価対策として最も有効的な対策は、消費税の減税だと考えます。世界において既に91の国と地域が消費税、付加価値税の減税の実施が予定されています。

社会保障の財源として導入されたはずの消費税ですが、この間、医療、介護、年金などの社会保障は、切下げに続く切下げでした。実際、1989年の消費税創設以来34年間で、国と地方を合わせた消費税額は476兆円にも上りますが、国と地方を合わせた法人税は324兆円、所得税、住民税も289兆円と、税収は減っています。消費税収は、法人税や所得税、住民税を穴埋めにして消えているのが実情だと思います。

消費税は所得の低い人ほど負担率が重く、お金持ちほど軽くなる逆進性のある不公平税制で、社会保障制度を通じて所得の再分配を行うというのが近代国家の役割であり、その財源は応能負担が原則、それに反する消費税は増税されるたびに消費を抑制し、貧困を広げ日本経済を冷え込ませてきました。

このことは、内閣府のミニ経済白書も、消費税は将来にわたって個人消費を抑制する効果を持つと認めています。よって、家計と影響を応援し、日本経済の好循環を回す消費税の5%減税、時限的に行われるよう、速やかに決断することを強く求めるということが趣旨で、今回このような消費税の5%への時限減税をすることを求めます。

また、インボイス制度の中止を求めるところでは、インボイス制度に対して、まだまだ理解が不十分で難しい部分があると考えています。

インボイス制度というのは、免税事業者はインボイスが発行できない矛盾があったり、インボイスがないと計算式で引き算ができなくなることがあると思います。詳しく説明すると時間がかかってしまうので、もしも分からない部分があればこちらで説明しますので、こういった矛盾や、インボイス制度が浸透していない、また、そういった懸念を持っている事業者は多いので、インボイス制度は、まず中止にすべきと考え、今回の意見書を上げさせていただきました。

○待鳥美光委員長 以上で説明は終わりました。

それでは、各会派から意見ををお願いします。

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 緑風会としましては、消費税の時限減税とか、消費税も必要な税だと認識しております。

インボイス制度につきましては、現在、事業者のバックオフィス業務のデジタル化が十分でない、紙やファクスのやり取りを中心としたアナログ的なプロセスが存在しておりまして、デジタルとアナログの世界を行き来する非常に中途半端な状況になっていると認識しております。そのことが効率性や生産性向上の妨げにもなっていると言われておりますので、電子化するだけでなく、業務のプロセス自体のデジタル化は不可欠だと認識しております。

そのため、デジタル化することによって、例えば、今まで免税事業者の人たちに経費がかかっていたところを効率化するとか、そういうことも見込めますので、デジタル化の推進のためにもインボイスは必要だと、緑風会としては認識をしております。

○待鳥美光委員長 まちづくり市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 消費税の5%への時限減税という点については、先ほど鳥飼委員から説明があったように、法人税を引き下げられるということもあるのですが、法人税を引き下げることによって企業にかなり利益が出て、内部留保が500兆円にも達するというようなことも言われています。この5%の時限減税については検討の余地があるかとは思いますが、インボイス制度に関しましては、これまで帳簿方式でやっているの、事業者の申告制ということだと思わうんですけども、消費税の徴収漏れが含まれていて、毎年、何でも特に不足というような理解ができます。また、徴収漏れをなくすには、インボイス制度を導入して、透明性の高い制度にする必要があると思うので、いろいろとハードルは高いとは思いますが、先ほど緑風会からも話がありましたけれども、デジタル化等に対応していくため、インボイス制度を導入して

いくことによって、消費税の徴収漏れが少なくなるのではないかと思いますので、このインボイス制度の中止については、同意できないという判断です。

○待鳥美光委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 消費税の時限減税、それにインボイス制度の中止という2つをセットにして出されているということで、一つ一つ公明党としての意見をお伝えしたいと思います。

まず、消費税の減税に関しては、イギリスも新しい首相に替わりまして減税を履行するのかなと思いますが、イギリスは20%以上の付加価値税で、それを5%引いても15%ですので、あまり影響はないのではないかと聞きます。

各事業者の消費税減税、いわゆる時限立法に関する反対意見を幾つか述べてみたいと思います。

経済評論家の加谷珪一氏は、インフレそのものを抑制する効果は減税にない。早稲田大学法学学術院教授の菊池馨実氏は、一度下げた税率を戻すことができるのか、その間消費税収を充てている年金の国庫負担分等はどうするのか。また、東京財団政策研究所研究主幹の森信茂樹氏は、日本の消費税は社会保障目的税、社会保障の持続可能性を危うくしかけ、消費税減税を短期的な物価高対策や景気対策に使うべきではない。また、日本記者クラブ、社会保障に多くを充てられている財源をいきなり減税という形で改革してしまうのは乱暴ではないか。関東学院大学教授の島澤諭氏は、財源を手当てできなければ社会保障費をカットせざるを得ない、その根拠が述べられていない。信州大学名誉教授の都築勉氏は、減税を言うなら何の支出を削るのか考えるべき。

消費税を10%に引き上げたとき、これは社会保障の充実、安定化を目指すことになっています。これは社会保障と税の一体改革ということで、2012年、民主党、自民党、公明党が、引上げ分の消費税全てを社会保障財源といたしました。

大きな項目として5つあります。

基礎年金の国庫負担割合の引上げ、そして、受給資格期間の短縮、25年から10年に既になっております。低所得高齢者の介護保険料の軽減、また、幼児教育・保育の無償化、大学など高等教育の無償化、これも代替を組んでいい方向に改定されつつあります。また、低燃費車のために月最大5,000円上乗せ、年金生活者支援給付金制度、この部分が5%の消費税引上げ分に入っております。そうしますと、代替財源として国債を将来的に使うのかと、法人税という意見もございました。穴埋めには13.8兆円の代替財源が必要になります。

税収が減る分を賄う現実性のある財源は、法改正も必要であります。実現には、一定の時間、値札の貼り替え、システム改修、事業者に係る事務負担、また、買い控えが始まり消費が低迷することは必須であります。当面の物価高対策には役に立たないと思います。

基本的に、消費税は、社会保障を維持する貴重な財源です。少子高齢化、日本が抱える重大課題の解決に、この消費税5%の時限減税は問題になると思っております。

次に、インボイス導入。

これは公正な納税への環境整備ということで、中小企業のIT化をさらに進める契機になると思っています。納めるべき消費税の一部が事業者の手元に残る益税の改善になると思います。

国は、販路開拓のために、小規模事業者向け持続化給付金をインボイス枠で最大100万円取っております。IT導入補助金は、会計ソフトやハード機器購入補助を対象にしております。また、簡単安価なアプリを提供しております。そして、専門家の相談支援を拡充しております。

将来的に電子インボイスが入りますと、生産性が高まってほかの負担軽減、ITが促進する機会、事業者間取引、これによって弱い立場の中小企業が消費税分価格転嫁できず負担になるというような想定をされるように見えますが、インボイスの税額が明確化すれば価格転嫁はしやすいです。下取り取引を理不尽な商慣習が見直される絶好の契機だと、私は判断しています。適正価格を実施、そして、賃上げの原資にもなると思っています。中小企業の長年の課題解決を進める機会であると思っています。さらに、下請Gメンが拡充されていますので、価格転嫁に関しても期待しております。

また、免税事業者には6年間の特例がありますので、令和11年9月30日までは特例が設けられています。

以上の意見によって、この意見書は厳しいと判断しています。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風・希望では、会派の中でもかなり議論になったんですけども、時限的減税については、効果があるので実施をしたらという意見もありましたが、一方でその財源をどうするのか、保育園無償化と社会保障の財源にするということになってるので、また、時限的にとすることは元に戻すことが前提ということにもなりますので、そのあたりでどうするのかという疑問も出ています。

それから、インボイス制度に関しては、消費者との公平感であるとか、あるいは益税解消の視点、それから、小規模事業者の負担等総合的に考えて、もっと議論が必要なのかなという意見で、消費者の視点を取るのか、事業者の視点を取るのか、現在の免税事業者の視点を取るのか、立場によって見方が変わってくるので、一概に言えない難しい問題であると思っています。

現状で、このままインボイス制度を導入するというのは賛成できない。関係各団体、全国組織からも多くの反対意見が出ている状況です。また、一方でOECD諸国の国際情勢も踏まえないといけないということで、非常に多角的な議論が必要であると考えています。コロナ禍の状況もありますし、そういった議論の熟成等を考えて、導入時期については再検討が必要かなということで、今の時点で中止を求めるところでは、すぐ賛成はできないかなというところでした。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

続きまして、オブザーバーの方から御意見がありましたら、お願いいたします。

〔なし〕という声あり〕

それでは、消費税の5%への時限減税、インボイス制度中止を求める意見書（案）は、まともではありませんでしたので、副議長提案とはなりません。

以上で、意見書案の調整についての協議を終了いたします。

次に進みます。

議会報告会についてを議題とします。

11月5日に開催予定の議会報告会について、まず、対面開催にするか、ユーチューブ配信にするかを判断することとなっておりますが、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 前回のときにも話されていたと思いますけれども、調査特別委員会も対面方式でできました。また、コロナの状況を見なくてはいけないと思うのですが、今の段階で徐々にできてきているような状況なので、予定していたとおり対面方式でやったほうがいいのではないかと思います。また、ユーチューブに関しては、あったらみんな見るので、あってもいいと思いますけれども、取りあえず対面方式でやることに関しては進めていったほうがいいのではないかと考えています。

○待鳥美光委員長 ただいま対面開催でという御意見がありました。ほかにはいかがでしょうか。

安保副議長。

○安保友博副議長 私も対面開催でいいと思っておりますが、今回の特別委員会の報告会に関して、個人的に意見をいただいたんですけれども、議会としてやっていることを市民に報告するというのはやって当たり前ではないかという話があって、そこをユーチューブの編集とか議会報告会の運営を議員が力を合わせてやることについては問題ないんですけれども、それを、もっとお金をかけてでもやるべきものではないかということ指摘されました。私はそのとおりだなと思っていて、その観点から言うと、1年中お金を出すということは無理かもしれないけれども、今、鳥飼委員もおっしゃったように、対面でやるのは当たり前、それから、それをユーチューブで同じようにやるのも当たり前という観点で、両方やるのほうがいいのではないかと私自身が考えましたので、意見として申し上げます。

○待鳥美光委員長 運営方法については対面開催という御意見が出ております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、対面開催ということで決定いたしました。

次に、開催要領案についてです。

お手元の資料は、7月14日の協議内容を反映させたもので、アンダーラインを付した箇所が変更箇所となります。

まず、1、目的から、6、運営要領についてです。

主な点として、2、内容の（2）市民との意見交換会は、テーマは特に設定せず、市政に対

する意見交換を行うとしました。

5、次第については、全体の所要時間を踏まえ、表記のとおり時間を調整させていただきました。

1から6までの内容について、御意見がございましたら挙手願います。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 初めて議事堂の一带で行いますので、事前にシミュレーションやチェックをしていただいて、スムーズにできるような形で考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、以上のとおりに決定しました。

次に、2ページ、7、役割分担についてです。

前回の協議で、意見交換会はグループ分けせずに行うとのことでしたので、(2) 議会運営委員会委員長の役割に意見交換会ファシリテーターを追加、また、(4) に副議長閉会挨拶を追加しております。

(5) の各議員の役割は、これまでと同じ担当にならないよう調整させていただきました。

ア、受付案内は4名、鳥飼議員、齊藤誠議員、萩原議員、猪原議員。このうち、猪原議員にポスターの作成をお願いしたいと思います。ポスターのほか、参加者名簿、次第、アンケートの原稿を作成いただきます。

当日は、資料、次第、アンケート用紙及び用語解説を会場の椅子にあらかじめ配布する方向で考えております。

受付で参加者名簿を記入していただき、来場者の案内をお願いしたいと思います。

イ、パソコン操作・資料作成は2名、富澤啓二議員と菅原議員。役割は、委員長と調整し、スライド用のデータを作成し、まとめることと、当日のパソコン操作となります。当日、パワーポイントのスライドをスクリーンに映すことを想定しております。

ウ、写真・録画は2名、小嶋議員と伊藤議員。録画はユーチューブ配信で使用します。

意見交換会の記録・メモは4名、富澤勝広議員、内山議員、赤松議員、松永議員。報告会終了後、アンケート用紙の回収と集計をお願いいたします。

以上の役割分担について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、以上のとおり決定しました。

次に、3ページ、8、周知方法は、従来どおりの内容です。ポスターは議会運営委員会で決定することとしておりますので、10月14日に開催予定の議会運営委員会で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

9、意見交換会の対応については、（１）グループには分けて、特にテーマを設定せずに市政に対する意見交換を行うとしております。また、（３）議会運営委員会委員長がファシリテーターを務めるとし、議会報告に続いて私が進行を務めます。（２）、（４）については従来の内容です。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 先ほどと関連するのですが、意見交換会をやる場合には、報告会と椅子とかを移動したりするような形で考えてよろしいのでしょうか。グループ分けしないということでしたが。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前11時04分 休憩）
再開します。（午前11時08分 再開）

レイアウトに関しては、事務局のレイアウトの提案がありますので、それに従って準備をして、当日また少し調整を入れるというような形でやりたいと思います。

意見交換に移るときに椅子の移動はなしということでやります。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、以上のとおり決定をいたしました。

次に、10、議員の発言については、発言は委員会及び本会議場での審議経過等とし、議員個人や会派の見解は述べないものとする。ただし、意見交換会では議員個人の見解を述べることができるとしております。

11、結果の公表は、（１）市議会ホームページ、市議会だよりで公表する。（２）公表内容は、報告会終了後、議会運営委員会において整理し、総括するとしております。

12、留意事項は、来場者による録画撮影は、個人情報保護等の観点から許可しないものと掲載しております。

これらの内容も従来どおりですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、以上のとおり決定しました。

ほかに全体を通してお気づきの点があれば、併せて伺います。

安保副議長。

○安保友博副議長 1点だけ、今の写真撮影のところで、参加者に写真撮影を一切許可しないという理由を言われましたけれども、それにどれだけの意味があるのですか。むしろそこは写真撮影してもらって広めてもらうということを含めて、もっと積極的にやったほうがいいのではないかという観点もあると思うのですが、その議論はされないのでしょうか。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 写真撮影をしないという理由は、ほかの参加者の方も写ってしまうという意

味でのことだと思うので、もし写真撮影を許可して広めてもらうという話であれば、参加者は写らず、議員の方が写るような感じの撮影であればいいのかなと私は思ったんですけども。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 参加している方に事前に写真を撮って、それを公開することに許可をもらっていけば、それは可能なのではないのでしょうか。

○待鳥美光委員長 主催者側が許可を取る、撮影したものは公開するので、公開されたくない方は例えば挙手してもらって、そこは配慮をするとか、そういったことは可能だと思うのですが、参加者に許可する点と、どういった形で撮影をして、それで、何で公開されるかということも限定ができないということですよ。

遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 SNSとかいろいろな形で公開して、広まっていきますので、それも踏まえると慎重に対応しなくてはいけないのかなと思います。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 ここに限らず、同様の議論はどこでも出てくる話だと思うんですけども、会議が原則だということを前提に話さない。慎重を期すから全部禁止しようという発想は一度考え直したほうがいいと思います。

なので、これは一般常識として、ほかの一般の参加者に対して配慮した上で、写真撮影お願いしますと一言申し添えれば足りる話だと私は思います。

○待鳥美光委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 よく出版業界で著作権という問題があって、肖像権もあり、フリーにするかどうかというのは意見があるんですけども、時代の潮流はフリーに近くなっているのかなという気がします。今回の案件は、それに当てはまるかどうかはよく分からないです。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 今のお話ですと、全部禁止するのはどうかというような御意見がありましたけれども、そういう点では、議員を中心に撮影していただくということであれば問題ないのかなと思っております。市民の方まで賛否を取るの難しいところがありますけれども、議員については皆さん了解して、顔出しというのはもちろん大丈夫でしょうし、そういうことに関しては撮っていただいても構わないかなと思います。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 この問題は本当に難しい問題とされていて、積極的に開示することは大前提としてやっていくべきだと思いますが、やっぱり写真を写されたくないという方はある程度いらっしゃるんで、逆に、写されたくない方に、名札じゃないけれども目印をつけるような形で、基本的に公開するという形を取ったほうが配慮しやすいと思います。

2つのやり方というのも、どのようにしていくかというところはもう少し詰めて、公開できるようにしていったほうがいいと私は思います。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 先ほど、主催側としては参加している人に、写真の撮影は広報に関わる写真撮影だといって承諾をもらってやるということはいいいんですけれども、その他、参加している人たちが勝手に撮影をして、勝手にいろんなメディアに流すということに対して、こちら側に責任を問われたときに責任が取り切れないというところは、リスクがあるのかなと考えるので、若干、写真撮影というものは、慎重に許可をしないと収拾がつかなくなるおそれがあるのではないかと考えます。

○待鳥美光委員長 個人の肖像権とかそういったものがあるので、どこでどういうふうに公開されるか分からない状況はちょっと、議員に関して限定をすれば、議員の皆様はその辺は承知の上でということになるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 内山委員の今の意見はもっともなので、先ほどから申し上げているように、一般のほかの参加者に対する配慮をした上で、写真撮影をお願いしますということで、よろしいかと思います。

議員に対してはどこで公開されても、我々としてはむしろそれが仕事でもありますので、そこでどういうふうに受け取られて報道されようが、SNSで拡散されようが、それは我々の仕事の一環だと思っていますので、そこに関しては問題ないと思います。

○待鳥美光委員長 そうしましたら、進行の原稿の中で、来場の皆様の撮影については、できれば議員に限定するような形で、ほかの来場者に御配慮願いますというような文言を入れるということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定いたしました。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 今のところは、開催要領の12の留意事項をそのような文言に変更するという解釈でよろしいでしょうか。

○待鳥美光委員長 12の留意事項です。許可しないようにするというところから、ただいまのような感じで議員に限定、ほかの来場者については配慮を要望する、要請するという形で修正をすることによろしいでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 留意事項のところ、録画撮影はとなっています。それが議員に限定されるということはおかみ合わなくなってしまう。だから、ここも録画撮影じゃなくて写真撮影だったら分かるけれども、録画というと、ずっと動画が流れている中で議員だけ発言しているところだけ許可しますということだと、全然かみ合わなくなるので、ここも録画撮影じゃなくて写真撮影というふうにしたほうがいいのではないかなと。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前11時19分 休憩）

再開します。（午前11時21分 再開）

録画撮影はというところはこのままで、来場者には口頭で撮影についてアナウンスする形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

内山委員。

○内山恵子委員 従来の対面式の報告会を開催していた、会議室を使っていたときですが、最後、意見交換会が終わった後、議場の見学などを入れていたんですけれども、今回はどうするのでしょうか。

意見交換会がテーマがないから紛糾してそれどころじゃないような気もするんですけれども……。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前11時22分 休憩）

再開します。（午前11時43分 再開）

それでは整理します。事前申込みは取らずに、会場の許可の中で来ていただいた方にはお入りいただくということで、万一、席が足りない場合、それから、議場が密になってしまう状況になった場合は、お入りいただけない場合もあるということポスターの中で周知していくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

安保副議長。

○安保友博副議長 先ほど申しあげましたけれども、同時にユーチューブもやるべきだという鳥飼委員からのお話があったので、そこについても検討をお願いしたいと思います。

○待鳥美光委員長 中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 ユーチューブの公開については、今日お配りした開催要領案の7の役割分担のウ、写真・録画というところで、「写真及びビデオ撮影をする。市議会ホームページ、ユーチューブ配信用」ということで、ユーチューブ配信用を付け加えさせていただきました。これは7月14日までの議論の中で、今回、貸出し用のDVDを作成しない代わりにユーチューブで公開することを皆様で話合いの上、決めていただいていたことだと思っておりますので、ユーチューブで配信するということについては決定というか、皆さん賛同されているものと認識しておりました。

ただ、最後に行った平成31年度の議会報告会で、貸出し用のDVDで公開していたのは、決算審査の概要報告に係る部分のみで、市民との意見交換については貸出し用のDVDとして作成はしていなかったもので、先ほども録画撮影の部分で個人情報のお話とかもいろいろ出ていたと思うんですけれども、意見交換会まで含めてユーチューブ公開するとなると、どうなのかというところもあると思うので、そのあたりを議論していただければいいのかなと思うのですが、

いかがでしょうか。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前11時52分 休憩）

再開します。（午前11時56分 再開）

ユーチューブに関しては、前半の決算の報告部分は会場で撮影をしたそのもの、そして、後半の意見交換会については、それを要約とか取りまとめたものをつけるという形で、担当は内山委員、安保副議長にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

開催要領案の確認は以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、本日の結果を踏まえて、事務局は要領を作成し、10月14日の議会運営委員会で配付をお願いします。

最後に、議長からその他の日程についてです。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 朝霞地区議長会の議員研修会が開催されます。

日程は11月15日火曜日、午後2時から4時までの2時間程度です。

場所は朝霞市民会館で、講師は岡本正氏、演題は災害から市民を守る防災の在り方になります。

全議員対象となりますので、欠席する場合は欠席届を事務局へ提出いただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 ただいまの件については、各議員に周知いただくよう、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願ひます。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前11時57分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光